

令和3年度（2021年度）北海道学校・家庭・地域連携協力推進事業実施要綱

（令和4年（2022年）1月26日教育長決定）

1 通則

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱（平成21年3月31日文部科学大臣決定）の規定に基づき、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金の実施について必要な事項を、本実施要綱で定めるものとする。

2 事業の目的

少子高齢化の進展、人口減少が進む地域において、学級の小規模化などによる教育上の課題や、学校統廃合の進行による学校と地域の関係の希薄化などの課題について、地域人材による学校の教育活動の支援によって、その課題の緩和・解消や、学校や地域の教育環境の魅力の向上を図っていく必要がある。

本事業は、地域活性化のための仕組みづくりや、地域の活性化に直結する施策を有機的に組み合わせて、まち全体で地域の将来を担う子どもたちを育成するとともに、地域創生の実現を目指すものである。

3 事業の内容

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金は、次により実施する教育支援活動等とする。

(1) 地域と学校の連携・協働体制の構築に資する取組

（内容については、別紙1のとおり）

(2) 家庭教育支援の基盤の構築に資する取組

（内容については、別紙2のとおり）

(3) 地域ぐるみの学校安全体制整備の推進に資する取組

（内容については、別紙3のとおり）

附 則

この要綱は、令和4年（2022年）1月26日施行し、令和3年（2021年）4月1日から適用する。